

平成 29 年改訂の小・中学校学習指導要領に関する Q&A

< 道徳に関すること >

(小・中学校)

問1 教科化により何がどう変わるのでしょうか。

(答)

「特別の教科」化は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習等多様な指導方法の工夫を図ることなどを示し、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図るものです。

道徳が「特別の教科」化されることにより、教科書を主たる教材として活用されるようになること、道徳科の評価を指導要録に記述式で行うこととなることが大きく変わるところです。その際、他の児童生徒との比較や数値による評価ではなく、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価を指導要録に記述式で行うこと、これまで以上に問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習などの指導方法を工夫し、授業の質的転換を図ることが必要です。

また、平成 27 年 3 月の学習指導要領の一部改正では、「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」)で学習する内容項目を見直し、小学校から中学校までの体系的な高めるとともに、いじめの問題への対応の充実を図るために、それぞれの発達の段階を考慮して、「公正、公平、社会正義」や「国際理解、国際親善」などを新たに追加しました。さらに、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習などの発達の段階に応じた多様な指導方法の展開が図られるよう改善を図りました。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 1 章

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 1 章

(小・中学校)

問2 道徳科において育成を目指す資質・能力と資質・能力の三つの柱との関係はどのように考えればよいですか。

(答)

道徳科で育成することを目指す資質・能力は、「よりよく生きるための基盤となる道徳性」です。この資質・能力を育むための学習活動として、道徳科の目標の中に、「道徳的諸価値についての理解を基に、物事を(広い視野から)多面的・

多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習」と明示しています。この学習活動は、「道徳的諸価値についての理解」と「自己の（人間としての）生き方についての考え」といった要素により支えられています。

また、各教科等において、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育成することは、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育てることに深く関わっています。

こうしたことを踏まえ、道徳科において育成を目指す資質・能力と資質・能力の三つの柱との関係については、学習の過程に着目して、道徳性を養う学習活動を支える重要な要素である「道徳的諸価値についての理解」、「自己の（人間としての）生き方についての考え」及び道徳科において育成を目指す資質・能力である「よりよく生きるための基盤となる道徳性」の三つが、各教科等で育成を目指す資質・能力の三つの柱にそれぞれ対応するものとして整理することができます。

ただし、道徳教育の意義、特質から、これらの要素を分節して観点別に評価を行うことはなじまないことに留意する必要があります。

（小・中学校）

問3 道徳科における問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習はどのように指導すればよいですか。

（答）

道徳科における問題解決的な学習では、教材等から道徳的な問題を見付け、その問題を道徳的価値との関係でどのように解決していくかということ、他者の意見を聞いたりしながら多面的・多角的に考えたり、自分との関わりの中で考えたりします。

また、道徳的行為に関する体験的な学習では、授業の中で実際に具体的な道徳的行為をしてみたり、教材に登場する人物等の言動を即興的に演技してみたりするなど、疑似体験的な表現活動を取り入れることによって、道徳的諸価値を理解したり、自分との関わりで多面的・多角的に考えたりします。

これらの指導方法の工夫によって、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが重要です。

しかし、このような学習では、特定の活動を行えば問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習となるといった、特定の指導の型があるわけではありません。学習指導要領の趣旨にのっとり、児童生徒の実態や学校の実態に応じて、指導方法を不断に改善していくことが重要です。

（参考）

平成29年改訂小学校学習指導要領解説（特別の教科 道徳編）第4章第3節

（小・中学校）

問 4 道徳科の指導における「主体的・対話的で深い学び」とは何ですか。

（答）

主体的・対話的で深い学びとは、新学習指導要領に向けた中央教育審議会の答申（平成 28 年 12 月 21 日）において授業改善の視点として示されているものです。例えば、主体的な学びについては、道徳的価値に関わる問題について感じたことや考えたことを振り返ること、対話的な学びについては、葛藤や衝突が生じる場面について話し合い、その中で異なる意見に接し、多面的・多角的に考え、議論する工夫を行うこと、深い学びについては、道徳的価値に関わる多面的・多角的な考えを自分の考えに生かし、自己の生き方についての考えを深めることが重要であるとしています。

このような授業改善の視点は道徳科においても重要であり、「考え、議論する道徳」を目指す上での視点であるとも言えます。こうした視点をもって日々の授業改善を行っていくことが大切です。

（小・中学校）

問 5 「考え、議論する道徳」とは、常に議論させるような授業を展開しなければならないのですか。

（答）

「考え、議論する」ということを指導方法の型として授業に取り入れなければならないという趣旨ではありません。「考え、議論する道徳」とは、道徳科の目標に示された学習活動を端的に言い表した言葉であり、指導に当たっては、発達の段階や児童生徒の実態に応じて、指導方法を工夫して指導を行うことが重要です。

なお、小学校低学年においても、例えば、自分の考えを根拠をもって説明することや、相手の考えを聞いて感じたり考えたりしたことを述べ合うことなど、低学年なりの議論を行うことが考えられます。

（小・中学校）

問 6 「大きくくりな評価」とはどのような意味ですか。

（答）

一つ一つの内容項目ごとに評価することではなく、年間や学期などの時期的なまとめりの中で、児童生徒の学習状況及び道徳性に係る成長の様子について評価することを意味しています。

特に、評価の視点については、児童生徒の道徳性を評価するものではなく、特に授業の中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか、ということ を重視して学習状況を見取り、認め、励ます評価をすることになります。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 5 章第 2 節

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 5 章第 2 節

(小・中学校)

問 7 道徳科の授業以外における児童生徒の道徳性に係る成長についても、道徳科における評価の対象としてよいですか。

(答)

道徳科の評価は、道徳科の授業が対象となります。

道徳科の授業以外における児童生徒の道徳性に係る成長については、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の評価として、例えば、指導要録の場合には、「行動の記録」「総合所見及び指導上の参考となる諸事項」の欄に記述したりして評価することとしています。この扱いについては、道徳の「特別の教科」化により変わるものではありません。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 5 章第 2 節

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 5 章第 2 節

(小・中学校)

問 8 検定教科書の導入に伴い、その他の教材の使用についてはどのように考えればよいですか。

(答)

小学校、中学校、高等学校等においては教科書の使用義務が定められています(学校教育法 34 条 1 項等)が、教科書以外の教材で有益適切なものについては、その使用が認められています(学校教育法 34 条 2 項等)。この取扱いについては他教科と同様です。

道徳の「特別の教科」化に伴い、道徳科に検定教科書が導入されました。道徳科においても、主たる教材として教科書を使用しなければならないことは言うまでもありませんが、道徳教育の特性を鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、検定教科書が導入された後も、検定教科書とともに多様な教材を活用し、指導の充実を図ることが重要です。

(参考)

学校教育法第 34 条 1 項, 2 項

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 4 章第 4 節

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 4 章第 4 節

(小・中学校)

問 9 発達障害等のある児童生徒や海外から帰国した児童生徒, 外国人の児童生徒等に対してどのような配慮が必要でしょうか。

(答)

発達障害等のある児童生徒や海外から帰国した児童生徒, 外国人の児童生徒等に対する指導や評価を行う上では, それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められます。

学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要であり, 評価を行うに当たっても, 困難さの状況ごとの配慮を踏まえ, 児童生徒が多面的・多角的な見方へと発展させていたり, 道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかなどの学習状況を丁寧に見取り, 一人一人の児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め, 励ます個人内評価として行います。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 5 章第 2 節

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 5 章第 2 節

(小・中学校)

問 10 指導上の参考となる資料等を示したものはありますか。

(答)

文部科学省においては, 道徳が「特別の教科」化されることを見据え, 各学校において今後の道徳教育の推進に役立ててもらうことを目的として, 文部科学省で作成した授業映像資料や, 全国の教育委員会で作成されている指導資料や郷土教材, 各学校の実践事例等を収集, 整理し, WEB 上で発信する「道徳教育アーカイブ」(<https://doutoku.mext.go.jp/>)を公開しています。

(小・中学校)

問 11 物事を多面的・多角的に考えるとはどういうことですか。

(答)

児童生徒が多様な感じ方や考え方に接し, 多様な価値観の存在を前提にして, 他者と対話したり協働したりしながら考えることです。物事を多面的・多角的に考える学習を通して, 児童生徒一人一人は, 価値理解と同時に人間理解や他者理解を深め, 更に自分で考えを深め, 判断し, 表現する力などを育むのです。こう

した指導のためには、物事を一面的に捉えるのではなく、児童生徒自らが道徳的価値の理解を基に考え、様々な視点から物事を理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切です。なお、実際の指導にあたっては「多面的」と「多角的」は必ずしも明確に分けられるものではないため、道徳科の学習指導要領及び解説においては、「多面的・多角的」とひとくくりで説明していません。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 2 章第 2 節

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説(特別の教科 道徳編)第 2 章第 2 節

(小・中学校)

問 12 「宗教」の授業を行っていない私立小学校及び私立中学校で、創立者による創立の意義等を道徳科の授業で扱うことができますか。

(答)

道徳科について、全ての小・中学校において、道徳科の学習指導要領に示された内容項目が指導されることとなります。

「宗教」の授業を行っていない私立小学校及び私立中学校で、創立者による創立の意義等の建学の精神等を道徳科において取り扱うことについては、各学校において定める道徳教育の全体計画に基づく道徳科の年間指導計画において、建学の精神等がどの内容項目に関係するものとして取り扱うのかなどを明記することにより可能と考えます。また、創立者による創立の意義等に関する資料について、学習指導要領に規定する内容項目に沿う形で検定教科書とともに活用することは可能です。

その際、道徳科は、特定の考え方を押し付けたりするものではなく、答えが1つではない課題について、自分のこととして考えたり、多面的・多角的な視点から考えたりするなど、「考え、議論する道徳」を実現することが重要であることにも留意する必要があります。